

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月4日（火）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （16名）

農業委員 (8名)

会長

8番 榊原 照博
1番 西村 正史
2番 江下 久子
3番 城島 彰二
4番 内田 圭一郎
5番 今田 智
6番 川下 始
7番 福江 晋

農地利用最適化推進委員 (8名)

笹本 和彦
田島 聡
田島 一昭
大岡 利昭
蕪竹 敏治
田中 正樹
内田 秀敏
三原 仁

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員3名)

石川 奈津子
浦田 進
田久保 孝一

4. 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画の変更について

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文

農地係長 大岡 寿憲

主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	おはようございます。 ただ今から第2回総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 今回の議事録署名者ですが、1番の西村委員と2番の江下委員よろしくお願いします。 さっそく審議に入りたいと思います。 本日の提出議案は、議案第5号1件、議案第6号6件、議案第7号2件、議案第8号1件となっています。 大岡推進委員が所要のため中座しますので、先に27ページから審議をしますのでよろしくお願いします。 それでは引き続き、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考え

	ます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された城島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。
城島委員	7月31日に、大岡推進委員と〇〇さんと現地で会いまして、継続ということで、この内容に間違いはないということで確認をとりました。
大岡推進委員	先ほど城島委員から話があったとおり、以前は農業経営基盤強化促進法での貸し借りだったところを、期間満了に伴って、今回は農地法第3条での貸し借りで、同じ場所をまた借りるということで間違いありませんでした。 土地については、2筆ありますけれども、1枚の田んぼになっております。以前から水田を作っていたということで間違いはないということです。 よろしくお願いします。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第6号4番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第6号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、4番は原案どおり認められました。 それでは引き続き報告1号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を4件受理したので、事務局より報告をお願いします。
事務局	(報告説明)
議長	事務局の報告が終わりました。

	報告内容について、何かご意見ございませんか。
西村委員	借受人が、解除条件付き法人に該当しており、条件付きで契約するためにとありますが、この解除条件付きの内容のところを教えてください。
事務局	法人には、まず、農地所有適格法人と解除条件付法人に分かれていまして、農地所有適格法人は、農業売上が法人売上の過半を占めているとか、役員が農業に従事されているなどの要件がありまして、それを満たさない法人が解除条件付法人になります。 解除条件付法人は、農地の取得ができませんが、農地の賃貸借ならできます。 貸し借り契約を結ぶ場合、農地を適切に利用していないと契約を解除することという条件を付けて結ぶのが解除条件付契約になります。
西村委員	今回の場合は、農地売買ができるように農地所有適格法人にしたということですか？解除条件付法人から農地所有適格法人にしたということですか？
事務局	今回の場合は、〇〇さんが、最初に貸し借りを結ばれた際に解除条件付きになっていなかったということで、一旦解約して解除条件付き法人として再契約という形になってます。
議長	報告内容について、他にご意見ございませんか。 (意見なし)
議長	ご意見等無いようなので、報告第1号1番から4番について、追加の指導等は実施いたしません。 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画の変更について、同法第19条第6項の規定に基づく意見書の提出について、町長より地域農業経営基盤強化促進計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。
農林水産課	(議案説明)

議長	事務局の説明が終わりましたので、議案第５号１番についてご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第５号１番について、意見なしと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、１番は意見なしと認め、町長へ回答します。 続きまして、議案第６号１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された田島一推進委員から調査報告をお願いします。
田島一推進委員	８月１日に、〇〇さんの立ち会いで現地を確認しました。 〇〇さんは欠席です。 まず、６９６９－１０のところは、以前から〇〇さんが借りて、以前はアボカドとかを植えていましたけれども、今はブドウとかを植えて、手入れはきれいにされています。 ９９１０と９９１１は、稲が植えられていて、綺麗に手入れされています。ここも以前から〇〇さんが借りて作られていました。 今回、〇〇さんのお父さんが亡くなられたので、土地を購入することにしたということでした。金額等も、総額８０万円ということで、〇〇さんも納得しているということを聞きました。以上です。
議長	続けて私から報告します。今、田島一推進委員の報告のとおりです。 調査報告が終わりました。

議長	それでは議案第 6 号 1 番について、ご異議ご意見ございませんか。
西村委員	今回、譲受人が新規取得となっていますけれども、新規取得の場合の取得要件。例えば、日数の要件とか、機械器具の保有要件とかがあったと思いますけれども、ここについてはいかがでしょうか。
事務局	〇〇さんの息子さんは、現在、鹿島市在住なんですけど、太良町で、お父さんの手伝いや農業を以前からされておりまして、農業申告の方も〇〇さんの名前でされているそうで、農業の従事日数等は問題ないという判断をしております。
議長	他にありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第 6 号 1 番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1 番は原案どおり認められました。 続きまして、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された城島農業委員及び蕪竹推進委員から調査報告をお願いします。
城島委員	7 月 3 0 日に、蕪竹推進委員と〇〇さんと、現地確認をしました。 農地は、米を作っておられました。内容等の確認もとれています。

蕪竹推進 委員 議長	先ほど城島委員が言われた説明の通りです。 調査報告が終わりました。 それでは議案第6号2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第6号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、城島農業委員及び蕪竹推進委員から調査報告をお願いします。
城島委員	7月30日に、蕪竹推進委員さんと〇〇さんの立ち合いで、圃場確認しました。 前回からの更新ということで、田んぼの方は、綺麗に耕作されていました。以上です。
蕪竹推進 委員 議長	城島委員の説明のとおりです。 調査報告が終わりました。 それでは、議案第6号3番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)

議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第6号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして、5番について、事務局の説明の前に、私はこの議案の関係人でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により該当事案の審議開始から終了までに退席します。 私に代わって、進行は福江委員が行います。 それでは、福江委員よろしくお願いします。 (会長離席)
福江委員	会長に代わり、進行します。 それでは、議案第6号5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
福江委員	事務局の説明が終わりましたので、調査された、江下農業委員及び田島推進委員から調査報告をお願いします。
江下委員	30日に、〇〇さんと、現地を見に行きました。 〇〇さんに5年間しっかり作るかを確認しました。 現地は、水田が張っていて大分成長しておりました。以上です
田島一推進委員	江下委員から連絡をもらいました。以上です。
福江委員	調査報告が終わりました。 それでは、議案第6号5番について、ご異議ご意見ございませんか。

	(異議なし)
福江委員	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第6号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
福江委員	挙手多数と確認いたしました。 したがって、5番は原案どおり認められました。
	(会長着席)
議長	続きまして、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された江下農業委員及び田島推進委員から調査報告をお願いします。
江下委員	8月1日に、田島推進委員と〇〇さんと現地確認をしました。 以前は、田だったんですけど水がこないということで、畑にして野菜を作りたいということでした。 もともとの水路があったので、水路は確実にそのままにしておいてくださいと伝えました。単価の方も5万円ということで間違いありませんでした。
田島聡推進委員 議長	江下委員からの報告のとおりで、野菜を作られるということでした。 調査報告が終わりました。 それでは議案第6号6番について、ご異議ご意見ございませんか。

	(異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第6号6番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、6番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された江下農業委員及び田島推進委員から調査報告をお願いします。
江下委員	29日に、電話をしていましたが、電話に出られなかったので、〇〇さんの家に行って話を聞いてきました。 〇〇さんが言われるには、平成11年の時には、業者が全部駐車場にしていって、自分は知らなかったということです。 今回、地目変更をしていなかったもので、計画を変更するという事で聞いています。 現在、駐車場として車両が4台とめるようにしてあって、あとは全部花を作っていました。以上です。
田島聡推進委員	今回、自分は同行しておりません。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第7号1番について、ご異議ご意見ございませんか。
西村委員	参考事項で、平成11年4月28日付で、農地法第5条の許可が出て、再度、第5条で計画の変更ということで出ておりますけども、これは何かあった場合は、常にこの計画変更の申請が必要なんですか。

事務局	まず、地目が農地のままで変更されていませんでした。 地目変更をするとなった場合に、許可書が必要になるんですが、その当時の転用の目的が全面の駐車場でした。しかし、今、現状は全面駐車場じゃないですよ。 このまま登記となるとときに、現況を見られて、地目変更ができるかどうか難しいところがあったので、事業計画の変更をして、転用の目的を駐車場と家庭菜園と変更することで、地目変更をしてもらうという形になっています。 今後もうこういったことがあるかと思いますが、大きく目的が変わらなければ、そのままで大丈夫かと思います。 本来は、転用完了したときに地目変更をしてもらえれば、後は何されても問題はないので、地目変更をまずしてもらえればと思います。
西村委員	わかりました。
議長	調査報告が終わりました。 それでは、議案第7号1番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第7号1番について、事業計画の変更の問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は問題なしと認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、2番について、事務局の説明の前に、田島推進委員はこの議案の関係人でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 (田島推進委員離席)

議長	それでは、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。
西村委員	7月29日に、〇〇さんと笹本さんとで現地確認をしております。 この案件については、令和5年7月の総会で1回見ていたので、説明も2回目になります。 今回、駐車場とトイレを建てますということで、理由としては、お客様の増加によりということでしたけども、現在、飲み比べ体験もされているというところで、どうしても駐車場が手狭になって、ここに設置するようになったと聞いています。 雨水の関係は、この該当地から道路の方に矢印が書いてありますが、対策として、道路の方と、川の方に流れていくという状況になります。 工事期間が、平成20年から完成が令和5年とかなりの期間を要するのはどうしてか尋ねたところ、平成20年に小屋を作って、令和5年にトイレを作ったということで、着工日、平成20年、完成日、令和5年となっているそうです。以上です。
笹本推進委員	西村委員が言われたとおりで、駐車場もトイレもできています。 あとは川のこと。前回も川のことを言われましたし、今回も川の登記ができていないと何回も役場にいくけどどうにもならないという話でした。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第7号2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)

議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第7号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 (田島推進委員着席)
議長	続きまして、議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見について、佐賀県農地中間管理機構より農用地利用集積等促進計画書(案)を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、城島農業委員及び大岡推進委員、内田農業委員及び蕪竹推進委員から調査報告をお願いします。
内田委員	7月29日に蕪竹推進委員と現地調査を行いました。 ぶどう施設は、綺麗に管理されておりました。 8764と8763については、今、施設の建て込みが行われていて、棚を作って、ぶどうを植える準備がされておりました。 8752と8738については、冬にみかんの苗を植える予定ということでした。 あと、みかん畑についても、綺麗に管理されているのを確認してきました。 賃借料については、みかん畑が10アール当たり5千円、ぶどうと田んぼのみかん畑は1万円ということで、これで間違いないということでした。

燕 竹 推 進 委 員 城 島 委 員	た。 先ほどの内田農業委員の説明のとおりです。以上です。 私用がありまして行けませんでしたので、内田委員にお任せしました。 以上です。
議 長	調査報告が終わりました。 それでは議案第 8 号 1 番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第 8 号 1 番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1 番は原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議、協議事項及び報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。 (なし)
議 長	よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第 2 回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございますございました。お疲れさまでした。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 8 年 8 月 4 日

会 長 榑 原 照 博

議事録署名者 西 村 正 史

議事録署名者 江 下 久 子